フードビジネススタートアップ支援事業

小田原で飲食店を開く。
その一歩をここから。



支援希望者向けガイド

小田原市内での飲食店の開業に向けて、
シェアキッチンでの営業実証と
関係機関による伴走支援を行います。

健やかな食のまち小田原推進協議会

対象となる方

次の条件を満たす方が
対象となります。

01	市内で飲食店の開業を 具体的に検討している方
02	一定程度の事業構想がある方
03	営業実証での検証・改善に 取り組む意思がある方
04	商工会議所や外部人材等の支援を受け、 事業計画等を具体化する意思がある方
05	関係法令や施設利用のルールを守れる方

募集人数

若干名

※ 注意事項

市内在住は条件ではありません。

受けられる支援

営業実証の場と、事業改善の伴走支援

営業実証の場

市内シェアキッチンでの営業実証
および利用料の

1/2 補助

開業への伴走支援

外部人材による助言

- 商品・メニューの工夫
- 原価・価格設定
- 店舗運営の効率化
- 販売・集客のポイント

小田原箱根商工会議所、金融機関による開業支援

事業計画作成
収支計画の作成支援

実証結果を踏まえた事業改善と
市内開業に向けた支援

利用期間と費用

利用期間の目安

原則 2〜3か月

週に２回程度の営業。
日時等は対象者決定後に調整

費用負担の内訳

	本人負担	協議会負担
シェアキッチン利用料	1/2	1/2
食材費・消耗品費など 営業に直接必要な経費	原則 本人負担	
営業による売上	原則 本人に帰属	

営業実証で確かめること



売上・客数・顧客反応を
確認し改善

事業計画や
開業準備に反映

実証結果を、事業計画の改善と市内での開業準備につなげます。

相談から利用開始まで

01 商工会議所経営支援部に相談し、提出方法を確認して専用フォームから応募

↓

02 商工会議所・金融機関等との面談で、開業意思、事業・資金計画、準備状況、実証で確かめたいことを確認

↓

03 支援が適当と判断された方を、商工会議所が協議会へ推薦

↓

04 協議会の承認により、支援対象者を決定

↓

05 実証内容の具体化、事業計画の策定、必要手続の確認後に利用開始

ご留意ください

相談・応募だけで利用が決まるものではありません
応募状況にかかわらず、支援対象者を決定しない場合があります

参加にあたって

参加者が守ること

関係法令や許認可、施設の規約・指示を遵守する

売上や客数などの情報を適切に提供する

面談や伴走支援に誠実に参加する

提出する情報に虚偽がないこと

違反等があった場合、支援を中止することがある

参加にあたっての留意点

開業・融資・補助金の採択や
事業の成功を保証するものではありません

実証結果により、事業計画や
開業時期の見直しを提案する場合があります

相談・申込みのご案内

まずは、

小田原箱根商工会議所へ

0465-23-1811

ご相談ください

経営支援部　井上・東
ご相談後、専用フォームからご応募ください。

制度に関する問い合わせ窓口

健やかな食のまち小田原推進協議会 事務局
（小田原市 経済部 観光課）　0465-33-1521

ご相談いただく際に整理しておきたい内容

どんな店・商品か

市内での開業希望時期

現在の準備状況と資金の見通し

実証で確かめたいこと